

バスの運行に関する規則

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条

この規則は、鴨川令徳高等学校のスクールバス(以下「バス」という。)の運行について必要な事項を定めるものとする。

(バス利用条件)

第2条

バスを利用する生徒は他の交通機関よりも利便性が高く、自宅が交通不便な場所にあると判断できる者とする。

- (1)JR等の公共交通機関での通学が難しい者
- (2)民間の交通機関での通学が難しい者
- (3)JR等の公共交通機関、民間の交通機関の運行時間が登下校に合わない者

(運行路線と運行日)

第3条

バスは、次の各号に掲げる路線・範囲での運行を基本とする。

各路線で利用者がいない場合は運行を休止する。

- (1)館山線(月曜日から金曜日の往復)
- (2)長狭線(月曜日から金曜日の往復)
- (3)君津線(月曜日から金曜日の往復)
- (4)君津以南、館山以北の国道・県道等、主要道路を使用する。
- (5)その他、特別に学校が必要とする場合には運行する。

(乗車場所・時刻と負担金)

第4条

- (1)乗降場所は駅・バス停、またはバスが停車できるスペースのある場所とする。
- (2)乗降場所・発車時刻・負担金については、毎年見直しを行い別紙に定める。

(乗車証の発行)

第5条

乗車証の発行は次のように行う。

- (1)運行予算は補助活動事業として適切に運用する。
- (2)事務は乗車証を発行する。

(乗務員が守ること)

第6条

乗務員はバス運行において次のことを守らなければならない。

- (1)乗務員は安全運転を最優先に考え、運転に努めなければならない。
- (2)安全運転のための体調管理に努めなければならない。
- (3)乗車時には乗車証の提示を求めなければならない。
- (4)安全運行のためのバスの点検を怠ってはならない。
- (5)発車15分前にはバス内にて乗車の準備をしなければならない。
- (6)生徒の乗車は、乗務員が安全を確認した上で行うこと。
- (7)乗務員はバスから離れる場合は、エンジンを停止し車輪止めをしなければならない。
- (8)乗務する前日には、12時以降の飲酒を控え、運転時酒気帯び状態で運転をしてはならない。
- (9)事故が発生した場合、速やかに対処すること。

(生徒が守るべきこと)

第7条

バス利用は次の事項を遵守しなければならない。

- (1)毎月5日までにバス乗車証を入手した上で利用すること。
- (2)満員時には空いている座席に荷物を乗せないこと。
- (3)車内を汚さないこと。
- (4)他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5)乗車時間に遅れないこと。やむを得ず乗車時間に間に合わない場合は乗務員、又は事務に連絡を入れること。

(6)バスを利用しない場合は事務に連絡をすること。

(乗車の制限)

第8条

乗務員は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、バスへの乗車を拒み、または下車を命ずることができる。

(1)凶器その他他人に危険を及ぼし、または他人に迷惑を及ぼすと認められる物品または動物の類を携帯する者。

(2)公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者。

(3)前2号に掲げるもののほか、バスの運行上支障があると認められる者。

(路線と負担金の変更について)

第9条

路線と負担金の変更については次のように行う。

(1)事務は毎年2月に次年度の運行案を校長へ提出し、承認を得る。

(2)3月中に次年度の時刻表・負担金表を生徒と保護者へ知らせる。

(施行と改訂)

第10条

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。